

社会福祉法人大任町社会福祉協議会職員給与規程

平成 2 年 5 月 1 日 制定
大任町社協規程第 5 号
改正 平成 8 年 3 月 29 日 規程第 5 号
改正 平成 8 年 12 月 3 日 規程第 5 号
改正 平成 9 年 3 月 31 日 規程第 5 号
改正 平成 9 年 10 月 17 日 規程第 5 号
改正 平成 10 年 3 月 24 日 規程第 5 号
改正 平成 11 年 3 月 26 日 規程第 5 号
改正 平成 12 年 3 月 27 日 規程第 5 号
改正 平成 14 年 12 月 26 日 規程第 5 号
改正 平成 15 年 11 月 28 日 規程第 5 号
改正 平成 17 年 11 月 29 日 規程第 5 号
改正 平成 18 年 3 月 20 日 規程第 5 号
改正 平成 18 年 12 月 19 日 規程第 5 号
改正 平成 19 年 12 月 26 日 規程第 5 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人大任町社会福祉協議会（以下「本会」という。）就業規則第 33 条に規定する職員の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この規程で職員とは、本会事務局規定第 2 条第 1 項に規定する職員をいう。

2 この規程で給与とは、給料及び手当とする。

(給与の種類)

第 3 条 この規程で給料とは、別に定める正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、手当を除いたものとする。

2 手当の種類は、扶養手当、通勤手当、住宅手当、超過勤務手当、期末勤勉手当及び退職手当とする。

(給料表)

第 4 条 給料表は、大任町職員の給与に関する条例（以下「町給与条例」という。）に定める給料表を準用する。

(初任給、昇格、昇給等)

第 5 条 職員の職務の等級は、その職務の複雑、困難及び責任の度合いに基づき、町給与条例の規定を準用する。

2 新たに職員を採用した場合におけるその職員の号給は、町給与条例の規定を準用する。

3 職員を昇格（職員の職務の等級を上位の職務の等級に変更することをいう。）させるときは、町給与条例の規定を準用する。

4 職員の昇給は、昇給日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて人事評価制度を行うものとし、その基準は、町給与条例の規定を準用する。

5 これに定める事項のほか必要な事項は、町給与条例の規定を準用する。ただし、予算の範囲内で行わなければならない。

(給料の支給)

第6条 給料の計算期間は、月の1日から末日までとする。

2 給料は、毎月22日にこれを支給する。ただし、支給日が休日の当たるときは、前日とする。

3 給料の支給方法は、町給与条例の規定を準用する。

(手当の支給)

第7条 手当を支給する職員、手当の支給額、支給基準及び支給方法等は、町給与条例の規定を準用する。

(給与の減額)

第8条 職員が勤務しないとき（特に承認があった場合を除く。）は、町給与条例の規定を準用して、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(求職者の給与)

第9条 職員の休職期間中の給与は、町給与条例の規定を準用する。

(退職手当)

第10条 職員が退職した場合にはその者に、死亡した場合にはその遺族に退職金を支給する。ただし、就業規則第44条第1項に規定する懲戒免職の処分により退職する者については、支給しない。

2 退職手当の額、勤務期間の計算等については、全国社会福祉団体退職手当積立金約款の定めるところによる。

(委 任)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、町給与条例を準用し、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

- 2 改正後の規程を適用する場合において、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いと見なす。
- 3 この規定改正について、給与の切替に伴う規程の施行に関し必要な事項は、大任町職員の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合において、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いと見なす。
- 3 この規定改正について、給与の切替に伴う規程の施行に関し必要な事項は、大任町職員の例による。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合において、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いと見なす。
- 3 この規定改正について、給与の切替に伴う規程の施行に関し必要な事項は、大任町職員の例による。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合において、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いと見なす。
- 3 この規定改正について、給与の切替に伴う規程の施行に関し必要な事項は、大任町職員の例による。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成15年1月1日から適用する。
- 2 その他この規程の施行に関し必要な事項は、大任町職員の例による。

附 則

- 1 この規程は、公布の属する月の翌月の初日から適用する。
- 2 その他この規程の施行に関し必要な事項は、大任町職員の例による。

附 則

- 1 この規程は、公布の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。
- 2 その他この規程の施行に関し必要な事項は、大任町職員の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 その他この規程の施行に関し必要な事項は、大任町職員の例による。

附 則

1 この規程は、公布の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

2 その他この規程の施行に関し必要な事項は、大任町職員の例による。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 その他この規程の施行に関し必要な事項は、大任町職員の例による。

(第4条関係)

行政給料表

(単位：円)

職 員 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800

	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700
定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以外 の職 員	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		

	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
	94		295,900	343,600			
	95		296,200	344,100			
	96		296,600	344,500			
	97		296,800	344,700			
	98		297,100	345,100			
	99		297,500	345,500			
	100		297,900	345,800			
	101		298,100	346,100			
	102		298,400	346,500			
	103		298,800	346,900			
	104		299,100	347,300			
	105		299,300	347,800			
	106		299,600	348,200			
	107		300,000	348,600			
	108		300,300	349,000			
	109		300,500	349,500			
	110		300,900	349,900			
	111		301,300	350,200			
	112		301,600	350,500			
	113		301,800	351,000			
	114		302,000				
	115		302,300				
	116		302,700				
	117		302,900				
	118		303,100				
	119		303,400				
	120		303,700				
	121		304,100				
	122		304,300				
	123		304,600				
	124		304,900				
	125		305,200				
定年 再任用 短時間 勤務員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200